

春日部市告示第 10 号

騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のとおり定め、平成17年10月1日から施行する。

平成17年10月1日

春日部市長職務執行者 三 枝 安 茂

特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準

次の表のとおり

時間区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝 (午前6時から午前8時まで) 夕 (午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、次に定めるとおりとする。

(1) 第1種区域 次に掲げる区域をいう。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域の指定がされている区域

(2) 第2種区域 次に掲げる区域をいう。

ア 都市計画法第8条第1項第1号の規定による第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域の指定がされている区域

イ 都市計画法第5条第1項の規定による都市計画区域の指定がされている区域のうち、同法第8条第1項第1号の規定による用途地域の指定がされていない区域

(3) 第3種区域 次に掲げる区域をいう。

都市計画法第8条第1項第1号の規定による近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の指定がされている区域

(4) 第4種区域 次に掲げる区域をいう。

都市計画法第8条第1項第1号の規定による工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域

2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベル減じた値とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

春日部市告示第 278 号

平成 17 年春日部市告示第 10 号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成 27 年 6 月 23 日

春日部市長 石 川 良 三

1. 表の備考 2 の（2）中「第 7 条」を「第 7 条第 1 項」に改める。
2. 表の備考 2 に次のように加える。
 - （6） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園